

※ 募集要項の請求方法

募集要項の請求は、大学宛封筒の表に「医歯学総合研究科口腔生命科学専攻【博士課程】募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒を以下の請求先に郵送して請求してください。

返信用封筒

標準角形 2 号（33 cm×24 cm）に 250 円（速達の場合は 530 円）分の切手を貼り、配達先の郵便番号・住所・氏名を明記したもの。

請 求 先

〒951-8514 新潟市中央区学校町通 2 番町 5274 番地
新潟大学歯学部学務係
電話 025-227-2798・2799

平成31年度（平成31年 4月入学）

新潟大学大学院医歯学総合研究科

【博士課程】

第4次募集

学 生 募 集 要 項

（ 一 般 選 抜
社 会 人 特 別 選 抜
外 国 人 留 学 生 特 別 選 抜 ）

新潟大学大学院医歯学総合研究科

☆入試日程

	平成31年4月入学 ＜第4次募集＞
資格審査申請期限 (該当者のみ)	平成31年2月20日(水)【必着】
出願期間	平成31年 2月27日(水)～2月28日(木) 【必着】
試験日	平成31年3月13日(水)
合格発表	平成31年3月22日(金)
入学手続	平成31年 3月26日(火)～3月28日(木)

☆問い合わせ先

- ・口腔生命科学専攻
〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町5274番地
新潟大学歯学部学務係
TEL (025)227-2798・2799

新潟大学志願者への入学検定料免除について

新潟大学では、災害等の被災者の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、入学検定料免除の特別措置を行います。

免除の対象となる災害及び被災地域など、免除に関する詳細については、本学ホームページをご覧ください。

新潟大学ホームページ：<https://www.niigata-u.ac.jp/>

目 次

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

I. 平成 31 年度（平成 31 年 4 月入学）入試

○ 一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜

1. 募集人員	1
2. 出願資格	1
3. 出願期間及び出願書類等提出先	3
4. 出願書類等	3
5. 入学者の選抜方法等	5
6. 試験場	6
7. 合格者の発表及び入学手続	6
8. 授業料	6
9. その他	6

II. 出願資格の確認

7

III. 本研究科所定用紙（出願書類等）

IV. 新潟大学大学院医歯学総合研究科入学案内

11

入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）

教育理念・目標

理念

生命科学や技術の著しい進歩，少子・高齢社会，歯科疾病構造の変化，多様化する社会的ニーズに対応するため，先端的口腔生命科学についての教育・研究に重点を置くとともに，その成果を歯科医療の進展に生かす探索型研究を推進し，地域社会と世界の歯科医療に貢献することを理念とします。

目標

1. 口腔科学に関する教育・研究に取り組み，自ら研究課題を開拓し，独創的な研究を遂行する能力のある科学者を育成します。
2. 社会的基盤をもち超高齢社会で指導者となる高度医療専門職業人を育成します。
3. 社会人入学制度を活用した現場ニーズに立脚したリカレント教育を行います。

特色

1. 学際的かつ先進的な教育・研究の推進
2. 多様な歯科医療課題への柔軟な対応
3. 戦略的プロジェクト研究制度の導入
4. 生涯教育の充実
5. TA・RA 制度を活用した学生支援

求める学生像

1. 歯学分野における指導的な研究者あるいは高度専門職業人として社会に貢献できる人
2. 自ら研究課題を開拓し，独創的な研究を遂行したい人
3. 探索型研究による成果をもとに地域及び世界の歯科医療に貢献できる人

入学者選抜の基本方針

論理的な思考力，専門基礎学力をもち，志望する教育研究分野の専門科目に対する高い理解度を持ち，研究に必要な語学力を有する人を選抜します。

I. 平成 31 年度（平成 31 年 4 月入学）入試

（第 4 次募集）

一 般 入 試

社 会 人 特 別 入 試

外 国 人 留 学 生 特 別 入 試

- 平成 31 年度新潟大学大学院医歯学総合研究科博士課程（平成 31 年 4 月入学）の学生を、次のとおり募集します。

1. 募 集 人 員

専 攻	大 講 座	募集人員	備 考
口腔生命科学専攻	口 腔 健 康 科 学	若干人	募集人員の中には、一般入試、社会人特別入試、外国人留学生特別入試を含みます。
	摂食環境制御学		
	顎 顔 面 再 建 学		

（注）出願に際しては、あらかじめ志望する教育研究分野の指導教員に問い合わせてください。問い合わせ先の電話番号、E メールアドレスは入学案内（11 ページ以降）を参照してください。

2. 出 願 資 格

次の各号のいずれかに該当する者。

なお、社会人特別入試については、本大学院医歯学総合研究科入学時に既に就業しているか、又は入学後に就業することが見込まれる者で、入学後も引き続き職業を有し、次の各号のいずれかに該当する者。

また、外国人留学生特別入試については、日本の国籍を有しない者で、次の各号のいずれかに該当する者。

- （1）学校教育法第 83 条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者及び平成 31 年 3 月までに卒業見込みの者
- （2）学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）及び平成 31 年 3 月までに授与される見込みの者
- （3）外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び平成 31 年 3 月までに修了見込みの者（8 ページ参照）
- （4）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び平成 31 年 3 月までに修了見込みの者（8 ページ参照）
- （5）我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成 31 年 3 月までに修了見込みの者
- （6）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成 31 年 3 月までに授与される見込みの者（8 ページ参照）
- （7）文部科学大臣の指定した者（2 ページの注を参照）

- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院（医学を履修する博士課程，歯学を履修する博士課程，薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が 6 年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程に限る。）に入学した者であって，当該者をその後本学の医歯学総合研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者（9 ページ参照）
- (9) 学校教育法第 83 条に定める大学の医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を平成 31 年 3 月までに 4 年以上在学した者で，又は外国において学校教育における 16 年の課程（医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了若しくは平成 31 年 3 月までに修了見込みの者で，本研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者（10 ページ参照）
- (10) 本研究科において，個別の入学資格審査により，大学の医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，平成 31 年 3 月 31 日までに 24 歳に達する者（10 ページ参照）

注 「2. 出願資格の（7）」の「文部科学大臣の指定した者」とは，次のいずれかに該当する者です。

- ① 旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し，これらの学部を卒業した者
- ② 防衛庁設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛医科大学校を卒業した者
- ③ 修士課程又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 99 条第 2 項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に 2 年以上在学し，30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和 49 年文部省令第 29 号）による改正前の学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 6 条第 1 号に該当する者を含む。）で本研究科において，大学の医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（8 ページ参照）
- ④ 大学（医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し，又は外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後，大学，研究所等において 2 年以上研究に従事した者で，本研究科において，当該研究の成果等により，大学の医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（9 ページ参照）

※ 「2. 出願資格の(3), (4)及び(6)～(10)」に該当する者については，あらかじめ出願資格の確認を行いますので，7 ページの「Ⅱ. 出願資格の確認」に従って確認を受けてください。

ただし，「2. 出願資格の(7)」の注①又は②に該当する者は，出願資格の確認は必要ありません。

3. 出願期間及び出願書類等提出先

(1) 出願期間

第4次募集	平成31年2月27日（水）～2月28日（木）	【必着】
-------	------------------------	------

持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。
郵送する場合は、必ず「書留速達」としてください。

(2) 出願書類等提出先

○ 口腔生命科学専攻

〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町5274番地
新潟大学歯学部学務係
電話 (025)227-2798・2799

4. 出 願 書 類 等

志願者は、下記の出願書類等を取りそろえ、出願期間中に直接持参又は書留速達郵便にて郵送してください。

(1) 全員が提出するもの

出 願 書 類 等	摘 要
・入学志願票 ①・受験票 ・写真票	本要項に添付の所定用紙を使用してください。 記入にあたっては志願票記載の注意事項に留意してください。 なお、「検定料納付証明書（新潟大学提出用）」を所定欄に確実に貼ってください。（※取扱金融機関の収納印が押印されていることを必ず確認してください。）
② 検 定 料 30,000 円	本要項に添付の「振込依頼書（新潟大学大学院医歯学総合研究科博士課程入学試験検定料）・振込金及び手数料領収書（志願者保存）・検定料納付証明書（新潟大学提出用）」に必要事項を記入し、以下の点に留意のうえ、切り離さずに最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に持参し、窓口で所定の検定料を振り込んでください。その際、必ず取扱金融機関収納印欄に押印を受けてください。なお、振込手数料は、志願者本人の負担となります。 ① 依頼人氏名欄は、必ず志願者本人の氏名を記入してください。 ② 検定料の振込みは、下記の期間内に必ず行ってください。 （※土・日曜日の振込みは、できません。） 第4次募集 平成31年2月20日（水）から2月28日（木）[15時00分] ③ ATM（現金自動預入払機）での振込みはできません。

③ 検定料納付証明書（新潟大学提出用）	金融機関の窓口から返却された「検定料納付証明書（新潟大学提出用）」を志願票の所定欄に貼ってください。 （※取扱金融機関の収納印が押印されていることを必ず確認してください。）
④ 卒業（見込）証明書又は学位授与証明書	出身大学の学長（学部長）又は出身学校の学校長が作成したものとします。ただし、学位記（卒業証書）の写しで代えることができます。出願資格(2)に該当する者は、学位授与証明書を提出してください。 本学医学部及び歯学部卒業（見込み）者は、提出する必要はありません。
⑤ 返信用封筒 2枚 ・入学試験関係書類在中 ・入学手続書類在中	本要項に添付の返信用封筒 2 枚を提出してください。 封筒の表には、志願者の郵便番号、住所及び氏名を記入してください。 「入学試験関係書類在中」封筒には郵便切手 372 円分を貼ってください。 「入学手続書類在中」封筒には郵便切手を貼る必要はありません。

（注）卒業証明書等に記載された氏名と現在の氏名が異なっている者は、改氏名の事実を証明できる書類（戸籍抄本等・コピーでも可）をあわせて提出してください。

（2）該当する者が提出するもの

（なお、出願資格確認の際に提出した書類については、再度提出する必要はありません。）

⑥ 大学院修士課程修了（見込）証明書	大学院研究科修士課程修了（見込み）者のみ提出してください。出身大学院の研究科長が作成したものとします。ただし、学位記の写しで代えることができます。
⑦ 大学院修士課程成績証明書	大学院研究科修士課程修了（見込み）者のみ提出してください。
⑧ 研究概要 （社会人特別入試出願者のみ）	大学卒業後に行った医学又は歯学に関する研究があれば、その概要を A 4 版の用紙にまとめて提出してください。（様式は適宜） ※大学院入学後の研究希望テーマとの関連性も併せて記載してください。
⑨ 臨床経験概要 （社会人特別入試出願者のみ）	大学卒業後の臨床経験がある者は、その概要を A 4 版の用紙にまとめて提出してください。（様式は適宜） ※大学院入学後の研究希望テーマとの関連性も併せて記載してください。
⑩ 受験承諾書 （社会人特別入試出願者のみ）	出願時に在職中の者は、本要項に添付の様式による書面に、所属長の公印で承諾されたものを提出してください。

⑪ 在留カードの写し又はパスポートの写し (外国人留学生特別入試出願者のみ)	在留カードの写し(表裏両面)を提出してください。ただし、渡日前等により提出できない場合はパスポートの写し(氏名等が記載されているページ)を提出してください。
---	--

5. 入学者の選抜方法等

入学者の選抜は、学力検査(筆記試験・口述試験)及び出願書類等により行います。
入学者選抜の判定は、当該試験等の結果を総合して行います。

(1) 一般入試

学力検査の日時及び試験内容

○ 口腔生命科学専攻

試験期日	時間	試験内容
第4次募集 平成31年3月13日(水)	13:00~14:30	外国語(英語) (辞書持ち込み可)
	15:00~	口述試験 (志願する教育研究分野から出題)

注) 辞書については、電子辞書、医学辞書(辞典)及び歯学辞書(辞典)は不可とします。

(2) 社会人特別入試

学力検査の日時及び試験内容

○ 口腔生命科学専攻

試験期日	時間	試験内容
第4次募集 平成31年3月13日(水)	13:00~15:00	口述試験 (志願する教育研究分野を中心とし、併せて外国語の学力も試験します。)

(3) 外国人留学生特別入試

学力検査の日時及び試験内容

○ 口腔生命科学専攻

試験期日	時間	試験内容
第4次募集 平成31年3月13日(水)	13:00~15:00	口述試験 (志願する教育研究分野を中心とし、併せて外国語の学力も試験します。)

6. 試 験 場

- 口腔生命科学専攻
新潟大学歯学部 (新潟市中央区学校町通 2 番町 5274 番地)

7. 合格者の発表及び入学手続

(1) 合格者の発表

- 口腔生命科学専攻

第 4 次募集	平成 31 年 3 月 22 日 (金) 午前 10 時 歯学部正面玄関前
---------	---------------------------------------

上記日時に合格者の受験番号を掲示により発表します。

また、発表と同時に、合格者へは郵送により合格通知書等を送付します。

なお、可否に関しての電話等による問い合わせには、一切応じません。

(2) 入学手続

入学手続の概要は、次のとおりです。詳細については、合格者に別途通知します。

① 入学手続期間

第 4 次募集	平成 31 年 3 月 26 日 (火) から 3 月 28 日 (木)
---------	--------------------------------------

② 入学に要する経費

- 入 学 料 282,000 円 (予定額)

(注) 入学料免除希望者は、入学手続時に入学料を納付しないでください。

8. 授 業 料

年額 535,800 円 (前期分 267,900 円, 後期分 267,900 円) [予定額]

(注 1) 授業料は、入学後、口座引き落としにより納入していただく予定です。

(注 2) 授業料の納入方法の詳細については、合格者に別途通知します。

(注 3) 在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

9. そ の 他

(1) 出願書類等提出後は、記載事項の変更は認めません。

(2) 障がい等を有する者で、受験上及び修学上の配慮を希望する者は、出願時に出願書類等提出先 (3 ページ参照) に相談してください。

(3) 既納の検定料及び提出された出願書類等は返還しません。

ただし、検定料振込み後、出願期間内に出願書類等を提出しなかった場合は、当該検定料 (30,000 円) を返還します。

詳細は、本学ホームページ (<https://www.niigata-u.ac.jp/>) の「入学を希望する方」→「納付済検定料返還手続」を参照してください。

なお、請求書の郵送を希望される方は、財務部財務管理課収入係まで連絡してください。

〒950-2181 新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 番地
新潟大学財務部財務管理課収入係
電話 (025) 262-6053

Ⅱ. 出 願 資 格 の 確 認

「2.出願資格の(3),(4)及び(6)～(10)」に該当する者については、必ず下記「5 問合せ先」へ電話連絡の上、次により出願資格の確認を受けてから出願してください。

ただし、「2.出願資格の(7)」の注①又は②に該当する者は、出願資格の確認は必要ありません。

なお、事前連絡なく出願があった場合は、受理できない場合があります。

1 提出書類等

次ページ以降の「各出願資格について」を参照してください。

なお、外国語で作成された書類には、日本語の訳文を必ず添付してください。

2 提出方法

出願資格の審査書類は、持参（午前8時30分から午後5時までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）または、郵送により送付してください。

3 提出期限

平成31年4月入学 (第4次募集)	平成31年2月20日(水)【必着】
----------------------	-------------------

4 出願資格審査結果の通知

出願資格審査の結果は、出願期間開始前までに、本人あて郵送により通知します。出願資格を認定された申請者は、出願手続きを行ってください。

5 提出先

○ 口腔生命科学専攻

〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町5274番地
新潟大学歯学部学務係
電話 (025)227-2798・2799

○各出願資格について

1. 「出願資格（3），（4）」により出願する場合の，審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 出願資格確認用履歴書	
③ 卒業（修了）証明書又は 卒業（修了）見込証明書	最終出身大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
④ 成績証明書	
⑤ 研究業績調書及び 研究経過報告書	大学等卒業（修了）後に医療機関，研究機関等における業績・研究等がある場合は，本要項に添付の所定用紙により，詳細に記入してください。
⑥ 在留カードの写し又はパス ポートの写し（ 外国人留 学生特別入試出願者のみ ）	在留カードの写し（表裏両面）を提出してください。ただし，渡日前等により提出できない場合はパスポートの写し（氏名等が記載されているページ）を提出してください。
⑦ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所，氏名，郵便番号を明記し，郵便切手 372 円分を貼ってください。

※ ③，④については，本物（オリジナル）を提出し，必ず和訳文を添付してください。

2. 「出願資格（6）」により出願する場合には，審査に必要な書類を提示しますので前項の問合せ先に連絡してください。

3. 「出願資格（7）の注③」により出願する場合の，審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 修了（見込）証明書	出身（在学）大学院の研究科長が発行したものを提出してください。
③ 成績証明書	出身（在学）大学院の研究科長が発行したものを提出してください。
④ 研究業績調書及び 研究経過報告書	大学等卒業（修了）後に医療機関，研究機関等における業績・研究等がある場合は，本要項に添付の所定用紙により，詳細に記入してください。
⑤ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所，氏名，郵便番号を明記し，郵便切手 372 円分を貼ってください。

4. 「出願資格（7）の注④」により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 卒業（修了）証明書	最終出身大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
③ 成績証明書	
④ 研究業績調書及び研究経過報告書	本要項に添付の所定用紙により、大学等卒業（修了）後に医療機関、研究機関等における業績・研究等がある場合は、詳細に記入してください。 なお、論文又は研究発表等がある場合は、コピー又は別刷を添付してください。
⑤ 臨床経験証明書及び職務内容証明書	臨床経験がある場合のみ提出してください。（様式任意）
⑥ 在留カードの写し又はパスポートの写し（ 外国人留学生特別入試出願者のみ ）	在留カードの写し（表裏両面）を提出してください。ただし、渡日前等により提出できない場合はパスポートの写し（氏名等が記載されているページ）を提出してください。
⑦ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手 372 円分を貼ってください。

5. 「出願資格（8）」により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 成績証明書	出身大学の学長（学部長）及び在学大学院の研究科長が発行したものを提出してください。
③ 在学証明書	在学大学院の研究科長が発行したものを提出してください。 なお、本学大学院在学者は不要です。
④ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手 372 円分を貼ってください。

6. 「出願資格（9）」により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 在学証明書	現在も在学中の者のみ、在学大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。 なお、本学在学者は不要です。
③ 成績証明書	在学（出身）大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
④ 研究業績調書及び 研究経過報告書	業績・研究等がある場合は、本要項に添付の所定用紙により提出してください。
⑤ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手372円分を貼ってください。

※ 本出願資格で入学する者は、当該大学の学部を退学することになります。従って種々の国家試験等の受験資格で大学の学部を卒業することを要件としているものについては、受験資格が得られないことになります。

7. 「出願資格（10）」により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 卒業（修了）証明書	最終出身学校長が発行したものとしします。短期大学又は高等専門学校の特攻科等の修了者は、短期大学又は高等専門学校の卒業証明書と専攻科等の修了証明書を提出してください。
③ 成績証明書	最終出身学校長が発行したものとしします。短期大学又は高等専門学校の特攻科等の修了者は、短期大学又は高等専門学校の成績証明書と専攻科等の成績証明書を提出してください。
④ 研究業績調書及び 研究経過報告書	学校等卒業（修了）後に医療機関、研究機関等における業績・研究等（短期大学又は高等専門学校の特攻科等の修了者は、専攻科等における業績、研究状況等を含む。）がある場合は、本要項の所定用紙により、詳細に記入してください。 なお、論文又は研究発表等がある場合は、コピー又は別刷を添付してください。
⑤ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手372円分を貼ってください。

Ⅲ. 本研究科所定用紙（出願書類等）

IV. 新潟大学大学院医歯学総合研究科入学案内

1. 組織及び教育研究内容

注1. Telは「025（市外局番）－227（局番）」の表記を、e-mailは「niigata-u.ac.jp」の表記を省略しています。（分子細胞医学専攻の連携大学院を除く。）

注2. ※の指導教員は兼任を示します。

専攻	大講座	教育研究分野	指導教員	教育研究内容
口腔生命科学	口腔健康科学	微生物感染症学	寺尾 豊 Tel 2838 e-mail terao@dent.	誤嚥性肺炎ならびに口腔感染症（う蝕・歯周病）の起因細菌、および宿主免疫系を分子レベルで解析し、感染症の病態形成の解明に繋がる研究を推進する。また、次世代イメージング機器等を用いた感染免疫現象の解析に基づく感染制御法ならびに予防法の考案を目指す研究を展開する。
		生体組織再生工学	泉 健次 Tel 2850 e-mail izumik@dent.	口腔粘膜の各種病態のインビトロモデルの構築と、口腔粘膜上皮幹細胞の同定やニッチ研究など、基礎医学生物学から臨床応用に至るまでの再生医療を担うトランスレーショナルリサーチと、ポリエーテルケトン樹脂の研磨特性と各種表面処理後の接着特性、チタンの表面性状と表面改質法に関する教育研究を行う。
		予防歯科学	小川 祐司 Tel 2857 e-mail ogahpre@dent.	「口腔保健医療に対応した国際イニシャチブ人材育成プログラム」の構築に向けた教育課程を試行する。幼児・小児期のう蝕予防、成人の歯周病予防、高齢期の根面う蝕予防モデルの確立、疾患の発生前診断、地域診断、口腔健康と全身健康との因果関係について解明する。また、口臭症の基礎的、臨床的教育研究を行う。
		う蝕学	野村 由一郎 Tel 2863 e-mail noiri@dent.	歯科保存学の領域中、う蝕、歯髄疾患及び根尖歯周組織疾患の病態・病因論と治療法に関するトランスレーショナルリサーチを行う。特に、免疫学的・細菌学的病因論、修復・再生機構、生体材料の物性と生体適合性、ならびに先端の治療法の開発評価に関する教育研究を行う。
		小児歯科学	早崎 治明 Tel 2908 e-mail hayasaki@dent.	臨床的な視点から、1）小児の顎口腔機能（摂食、咀嚼、嚥下、呼吸、発声など）とその成長発育、2）歯磨きの動作等、基礎的な視点から、1）乳歯由来のiPS細胞を用いた再生医療、2）歯の形成障害に関する遺伝子、を中心として小児歯科・障がい者歯科に関わる教育研究を行う。
		生体歯科補綴学	魚島 勝美 Tel 2997 e-mail fish@dent.	デンタルインプラントの治療成績向上、確実な骨増生法の確立、歯根膜の再生、力と生体反応の関係解明、骨髄細胞の局所への動員機構解明、歯科金属アレルギーの疫学的調査、生体と歯科材料との関わりの解明、垂直歯根破折の治療法確立などを目的として、歯科補綴学に関連する生体変化の生物学的背景について教育研究する。
		顎顔面口腔外科学	高木 律男 Tel 2883 e-mail takagi@dent.	顎顔面口腔領域に発生する腫瘍・嚢胞・炎症・先天奇形・変形症及び顎関節・唾液腺の疾患について、その予防・診断ならび外科的処置を中心とする治療（再生医療を含む）による形態・機能の獲得と回復について教育研究を行う。
	摂食環境制御学	口腔解剖学	大峽 淳 Tel 2816 e-mail atsushiohazama@dent.	人体の顎口腔諸器官の正常な形態、構造、発生過程に関して肉眼解剖学的、顕微解剖学（組織学）的、微細構造学的立場から、細胞生物学的側面、臨床的な観点を重視した教育研究を行う。また、顎口腔諸器官の形態機能形成の分子レベルでの解明も展開する。
		口腔生理学	山村 健介 Tel 2821 e-mail yamamurak@dent.	咀嚼・嚥下をはじめとする口腔の運動および口腔顎顔面領域の痛覚を制御している末梢及び中枢神経機構について神経生理学的な観点から教育研究を行う。これらを基にストレスが内因性疼痛制御機構にもたらす影響や嚥下誘発を促進する手法など臨床につながる研究に発展させる。
		口腔生化学	照沼 美穂 Tel 2827 e-mail mterunuma@dent.	口腔および脳機能の制御機構を細胞から個体レベルで解明するために、生化学的・細胞生物学的ならびに動物行動学的観点から教育研究を行う。それにより疾患の原因究明と治療法の開発を目指す。
		歯周診断・再建学	奥田 一博 Tel 2870 e-mail okuda@dent.	口腔疾患の一つである歯周病における免疫遺伝子学的・分子生物学的な新しい診断法を開発し、高度先進的な歯周組織再生・再建治療法、最新の治療評価系に関する教育研究を行う。

専 攻	大 講 座	教育研究分野	指 導 教 員	教 育 研 究 内 容
		歯科矯正学	齋 藤 功 Tel 2902 e-mail isao@dent.	各種不正咬合の原因, 診断, 治療法に関する基本事項について教育するとともに, 骨格性および歯性の不正咬合の成立機序について考察し, 矯正学的対処法と治療による形態的・機能的变化について教育研究を行う。顎変形症・口唇裂口蓋裂といった集学的治療に係わる教育, 臨床研究も行っている。
		摂食嚥下リハビリテーション学	井 上 誠 Tel 0733 e-mail inoue@dent.	加齢や各疾病に伴う摂食嚥下機能障害を追求し, それぞれの病態解明とともに, 診断・治療法について教育研究を行う。嚥下障害, 味覚障害・口腔乾燥症に関わる生理学・生化学をベースとした基礎ならびに診断・治療法に関する臨床的教育研究を行う。
		高度口腔機能教育研究センター	前 田 健 康 Tel 2815 e-mail maedat@dent.	口腔科学領域の先端的研究テーマを学際的アプローチから追求する。特に顎顔面口腔領域の神経科学的諸問題, 顎関節の生物学的特徴および病態, 口腔疾患における炎症・免疫・骨代謝・神経系の関与を解明し, 基礎シーズの臨床応用につながる教育研究を行う。
口腔生命科学	顎顔面再建学	硬組織形態学	大 島 勇 人 Tel 2812 e-mail histoman@dent.	歯や骨などの硬組織の形成・発達・維持・再生現象等に関する制御機構を解明するため, 硬組織の構造と機能を肉眼レベルから組織・細胞レベルさらに発生生物学的観点から形態学的手法を用いて教育研究する。
		口腔病理学	田 沼 順 一 Tel 2832 e-mail tanuma@dent.	口腔領域に発生する各種疾患の病理発生機序を解明するため, 分子病理学的立場から, 病態研究方法の導入法並びに思考方法について教育研究する。
		歯科薬理学	佐 伯 万 騎 男 Tel 2844 e-mail msaeki@dent.	顎口腔領域における腫瘍発生のメカニズムを解明することで, 口腔癌を含む腫瘍一般の新しい薬物治療を創出することを目標に, 歯科薬理学の教育研究を行う。
		包括歯科補綴学	小 野 高 裕 Tel 2891 e-mail ono@dent.	咀嚼・嚥下・構音障害に対する補綴装置を用いたリハビリテーションにおける, 診断, 治療, 評価法を教育するとともに, より効率的な手法の開発研究を行う。また, 医学・工学・食品科学分野とのコラボレーションにより, 研究成果を広く超高齢社会で応用できる人材を育成する。
		組織再建口腔外科学	小 林 正 治 Tel 2877 e-mail tadaharu@dent.	顎顔面口腔領域に発生する様々な疾患の診断ならびに治療に関する教育研究を行う。とくに先天異常, 顎変形症などの発育異常, 及び腫瘍切除後の組織欠損などに対する形態的, 機能的回復に関連する組織の再生・再建ならびにその評価法について教育研究を行う。
		顎顔面放射線学	林 孝 文 Tel 2914 e-mail hayashi@dent.	顎顔面口腔領域に発生する種々の疾患の画像診断について, エックス線やCT, MRI, 超音波診断, 核医学などの先端技術のエビデンスに基づいて導入・応用し, 患者にとって最善の結果をもたらす新規の診断システムの開発・普及について教育研究を行う。またがん治療に伴う有害事象に対する口腔管理の有効性についても教育研究する。
		歯科麻酔学	瀬 尾 憲 司 Tel 2972 e-mail seo@dent.	三叉神経損傷などによる慢性疼痛発生や痛覚過敏のメカニズムについて, 電気生理学的, 光学的, 免疫組織学的, さらに生化学的方法を応用して分析する。さらに新しい治療法の開発についても研究する。
		歯学教育研究開発学	藤 井 規 孝 Tel 0990 e-mail norisuke@dent.	歯科臨床教育の中でも, 特に技術教育に重点をおいて, より効率的かつ効果的な教育実践方法の開発を目指す。口頭や文章では教示困難な歯科治療技術のポイントを科学的に解明し, 客観性と再現性を備えた教育技術の実現に関する研究を行う。

2. 履修方法及び学位授与

- (1) 指導教員の指導の下に、授業科目等を定め、30 単位以上を原則として3 年次末までに修得しなければなりません。単位履修の認定は、試験又は研究報告等により行います。

〈口腔生命科学専攻〉

専攻共通科目 9 単位（必修科目 5 単位、選択必修科目 4 単位以上）以上を含む合計 30 単位以上

- (2) 本研究科に4 年以上在学し、所定の単位を修得しさらに独創的な研究に基づく学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、学位論文を中心とする最終試験に合格した者に博士（歯学）又は博士（学術）の学位を授与します。

3. 入学料免除及び徴収猶予

次に該当する者で、入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、選考の上、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収猶予することがあります。

① 入学料の免除対象者

- ・経済的理由により、入学料の納入が著しく困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ・入学前1 年以内において、本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

上記に準ずる場合であって、相当の事由があると認められる者

② 入学料の徴収猶予対象者

- ・経済的理由により、納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ・入学前1 年以内において学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納入期限までに入学料の納入が困難であると認められる者

4. 授業料免除及び徴収猶予

次に該当する者で、授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、選考の上、授業料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収猶予することがあります。

① 授業料の免除対象者

- ・経済的理由により、授業料の納入が困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる者
- ・入学前1 年以内において学資負担者の死亡、風水害による災害等の特別な事情により授業料の納入が著しく困難な者

② 授業料の徴収猶予対象者

- ・経済的理由その他により、納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ・学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納入期限までに納入が困難であると認められる者

5. 奨学金制度

日本学生支援機構には、学業・人物ともに優れた学生で経済的理由のため就学困難であると認められる者に対し、奨学金を貸与する制度があります。その貸与月額は、下記のとおりです。

この奨学金は、本人の申請に基づき、学業成績、研究能力及び家族の経済的事情を審査し、選考の上、適格者を日本学生支援機構に推薦し、決定されるものです。

貸与月額（平成 30 年度の場合）

第一種 80,000 円, 122,000 円から選択

第二種 5 万円, 8 万円, 10 万円, 13 万円, 15 万円から選択

6. 学研災付帯学生生活総合保険

この制度は、学生生活全般に補償範囲を拡大したもので、感染予防費用（針刺し時に講じた予防措置費用の健康保健等の自己負担分）や、損害賠償金（学生生活において偶然に発生した自己により他人にケガをさせたり、財物等を損壊して支払わなければならない賠償金）にも対応可能な補償内容となっております。詳細については、後日合格者に送付する「入学案内」で周知します。

7. 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 14 条に定める教育方法の特例について

社会人が大学院博士課程で学ぶ場合、現在の職業を退職あるいは休職でもしない限り大学院に入学し所定の単位を修得し、学位を取得することは困難であります。

そこで、本大学院医歯学総合研究科では、このような社会人に対し、大学院設置基準第 14 条「大学院の課程においては教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」という規定を導入して教育方法の特例を実施しております。

この特例により、社会人学生は、それぞれのテーマに応じ、指導教員と協議の上、通常の時間帯における授業のほか、夜間その他特定の時間又は時期における授業による単位修得の便宜を受けるとともに研究を継続させ、博士論文を作成することになります。特例を受けようとする者は、入学後、研究科長に特例適用の申請を行わなければなりません。

8. 入学者選抜に用いた個人情報の取扱い

- (1) 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続、④入学者選抜方法等における調査・研究、分析及び⑤これらに付随する業務を行うために利用します。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績の個人情報は、入学者選抜方法等における調査・研究、分析を行うために利用します。
- (3) 出願に当たってお知らせいただいた個人情報及び入試成績は、入学者のみ入学後の①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、③授業料等に関する業務を行うために利用します。

また、個人情報のうち、合格者の氏名及び住所については、本学の同窓会及び後援会からの連絡を行うために利用する場合があります。